

令和5年度特定建築物等定期報告業務 仕様書

第1条 (目的)

本業務は、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による定期報告制度の実施（昇降機及び遊戯施設を除く）の円滑な運用を図る事を目的とする。

第2条 (定期報告対象建築物)

本業務における定期報告対象建築物等及び定期報告事前通知対象建築物等は、別紙1「対象建築物等リスト」のとおりとする。

第3条 (業務内容)

本業務における内容は次のとおりとする。詳細及び書類様式については、別紙2「業務内容詳細」に定めるものとする。

- (1) 業務工程表の作成
- (2) 定期報告対象建築物等台帳の作成
- (3) 提出依頼通知リストの作成
- (4) 提出依頼通知及び定期報告制度説明会開催案内書の送付
- (5) 定期報告書の受領
- (6) 督促通知書の送付
- (7) 報告受理等通知書及び定期報告結果一覧表の作成
- (8) 報告受理等通知書の送付
- (9) 翌年度の対象建築物リストの作成
- (10) 事前通知書の送付
- (11) 業務実施の報告
- (12) 業務の関係書類等の保存

第4条 (履行期間)

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

第5条 (成果品)

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 業務工程表 | 1式 |
| (2) 定期報告対象建築物等台帳 | 1式 |
| (3) 定期報告対象建築物等提出依頼通知リスト | 1式 |
| (4) 定期報告対象建築物等報告済リスト | 1式 |
- (定期報告対象建築物等通知者リストに通知・督促の状況を明記、集計したもの)

(5) 報告受理等通知書	1 式
(6) 定期報告結果一覧表	1 式
(7) 定期報告対象建築物等事前通知リスト	1 式
(8) 業務実績報告書（電子データ共）	1 式
(9) その他関連資料	1 式

第6条（疑義）

本業務を実施するにあたり、本仕様書に記載なき事項または疑義を生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

第7条（暴力団排除に関する事項）

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第8条（秘密の保持）

- (1) 本業務によって知り得た秘密や個人情報は、第三者に漏らしたり、公言してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は、久留米市個人情報保護条例を遵守し、取扱いに十分気を付け他に漏らしたり、利用することは厳禁する。